

議案第133号

国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業に関する条例の一部を改正する条例案

国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業に関する条例（平成28年大阪市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第4条を削る。

第5条第1項中「第3条第1項」を「前条第1項」に改め、同条第3項中「認定事業者」を「法第13条第5項に規定する認定事業者（以下「認定事業者」という。）」に改め、同条第4項中「第3条第1項第3号」を「前条第1項第3号」に改め、同条を第4条とする。

第6条第2号中「第13条第5項」を「第13条第6項」に、「認定事業」を「法第13条第5項に規定する認定事業」に改め、同条を第5条とし、第7条から第9条までを1条ずつ繰り上げる。

附 則

この条例の施行期日は、市長が定める。

令和2年7月28日提出

大阪市長 松 井 一 郎

説 明

国家戦略特別区域法の一部改正に伴い、立入調査等に関する定めを廃止するとともに、規定を整備するため、条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する次第である。

(参照)

{ 傍線は削除
太字は改正

国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業に関する条例（抄）

（立入調査等）

第4条 市長は、法第13条第9項の規定の施行に必要な限度において、その職員に、同条第4項に規定する認定事業者（以下「認定事業者」という。）の事務所又は施設に立ち入り、当該認定事業者に係る認定事業（法第13条第4項に規定する認定事業をいう。以下同じ。）の実施状況について調査させ、又は関係人に質問させることができる。

2 前項の規定により立入調査又は質問を行う職員は、現に滞在の用に供している施設の居室に立ち入るときは、あらかじめ、当該施設に係る認定事業者及び当該居室に滞在している者の承諾を得なければならない。

3 第1項の規定により立入調査又は質問を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

（特定認定を受けようとする者等の責務）

第5条 特定認定を受けようとする者は、第3条第1項の説明会を開催するときは、周
第4条 前条

辺地域の住民の参集の便を考慮して当該説明会の開催の日時及び場所を定めるよう努めなければならない。

2 省 略

3 **法第13条第5項に規定する認定事業者（以下「認定事業者」という。）は、施設の滞在者に対し、使用開始時に、次に掲げる施設使用の際の注意事項を説明しなければならない。**

(1)－(4) 省 略

4 認定事業者は、周辺地域の住民に対し、第3条第1項第3号に掲げる事項を周知す
前条

るとともに、周辺地域の住民からの苦情等については適切かつ迅速に対応しなければ

ならない。

(手数料)

第6条 特定認定に係る事務で次の各号に掲げるものについては、当該各号に定める額
第5条

の手数料をその申請をする者から徴収する。

(1) 省 略

(2) 法第13条第5項の変更の認定の申請に対する審査 1件につき10,500円 (法第13
第6項)

条第5項に規定する認定事業に係る施設について現地調査を行う必要がない場合
にあつては、2,500円)

第7条—第9条 省 略
第6条 第8条